

瑞宝双光章



金子 千侍 氏

春の叙勲で金子千侍氏（大字皆野）が瑞宝双光章を受章されました。金子氏は、学校医として昭和39年から現在まで50年間余り、皆野中学校を始め、旧金沢小学校、皆野高等学校、秩父農工高等学校で勤務され、皆野分校など複数の学校で保健活動に積極的に取り組み、その優れた指導力により、多くの教職員、保護者、地域住民に絶大な信頼を受け、その医療技術も高く評価される等、学校保健・保健衛生の充実に尽力されました。

また、秩父郡市医師会理事、皆野町国保運営協議会委員等を歴任されなど、広く地域社会の発展に貢献されました。これらの永年にわたる功績が認められ、このたびの受章となりました。



太幡 隆幸 氏

46年4月より秩父消防本部消防士を拝命以来、数々の要職を経て平成19年4月に秩父消防本部消防司令長として本部次長の任命を受け、退職するまで41年の長きにわたり消防職員として活躍されました。この間、常に率先して住民の生命、身体、財産を保護するという消防の使命を燃え、秩父地域の安全確保に尽力されました。

太幡氏は、昭和42年4月に皆野町消防本部、昭和（大字三沢）が瑞宝双光章を受章されました。

固定資産税を減額します

～住宅のバリアフリー改修・省エネ改修工事～

バリアフリー改修

高齢者などが自宅で安心して生活を送れるように、バリアフリー改修を税制面で支援します。

対象となる家屋

平成19年1月1日以前に建築された住宅（賃貸住宅を除く）で、申告時までに、次のいずれかの方が居住している住宅

- ・65歳以上の方
- ・要介護認定または要支援認定を受けている方
- ・障害者の方

対象となる改修工事

工事費（自己負担分）が50万円を超える場合に該当するもの。

- ・通路などの拡幅
- ・階段の勾配の緩和
- ・浴室の改良
- ・便所の改良
- ・手すりの取り付け
- ・床の段差の解消
- ・引き戸への取り替え
- ・床表面の滑り止め

減額内容

改修工事を行った住宅に係る翌年度の固定資産税額を、3分の1減額します。

※床面積100m²相当分までを限度とします。

申告書の提出

改修工事が完了した日から3ヶ月以内に、申告書と次の必要書類を税務課に提出してください。

必要な書類

- ①住民票の写し
- ②改修工事の領収書
- ③改修工事明細書
- ④改修工事を行った箇所の写真
- 要介護、要支援認定を受けている方：介護保険被保険者証の写し
- 障害者の方：身体障害者手帳、療育手帳などの写し

省エネ改修

地球温暖化防止に向けて家庭からのCO₂排出量の削減を図るために、省エネ改修を税制面で支援します。

対象となる家屋

平成20年1月1日以前に建築された住宅（賃貸住宅を除く）

対象となる改修工事

工事費が50万円を超える場合に該当するもの。

- ①窓の断熱改修工事
- ②①の工事と併せて実施した次の工事
 - ・床の断熱工事
 - ・天井の断熱工事
 - ・壁の断熱工事
- ③改修部位が現行の省エネ基準に新たに適合するもの

減額内容

改修工事を行った住宅に係る翌年度の固定資産税額を3分の1減額します。

※床面積120m²相当分までを限度とします。

申告書の提出

改修工事が完了した日から3ヶ月以内に、申告書と次の必要書類を税務課に提出してください。

- 住民票の写し
- 省エネ改修に要した費用を証明する書類
- 熱損失防止改修工事証明書（登録された建築士事務所に属する建築士、指定確認検査機関または登録住宅性能評価機関が発行する証明書）

※住宅耐震改修にかかる固定資産税の減額もありますので、詳しくは税務課へお問い合わせください。

問合せ 税務課課税担当

☎62-1461